地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月28日

岐阜県監査委員 水 野 吉 近 岐阜県監査委員 長 屋 光 征 岐阜県監査委員 鈴 土 靖 岐阜県監査委員 長 縄 直 子 岐阜県監査委員 南 圭 一

1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

			監査結果	措置済	今回措置を	未措置
	区	分			講じたもの*	
			A	В	С	A-B-C
団体	指摘事項	出資·出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指定管理者	0	_	_	_
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	4	2	2	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指定管理者	2	2	0	0
	計		8	6	2	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	0	_	_	_
		指定管理者	0	_	_	_
	計		0	_	_	_
	指摘事項	出資·出捐団体	0	_		
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	0	_		_
所	計		2	2	0	0
管		出資·出捐団体	0	_		_
機	指導事項	補助金等交付団体	1	1	0	0
関		指 定 管 理 者	0	_	_	_
	計		1	1	0	0
	検討事項	出資·出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	_	_	_
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
		= +	1	1	0	0
	合	計	13	11	2	0

^{※「}今回措置を講じたもの」については、令和4年1月4日に知事から通知があったもの

・指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・指導事項:是正又は改善を求める事項

・検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

⁽注) 監査結果の区分については、次のとおり。

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置 出資・出捐団体

出資・出捐団体			
団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公立大学法人	医療福祉連	業務運営において、次の不適	指導事項について、当該法人
岐阜県立看護大学	携推進課	正な事項が認められたので、速	から以下のとおり対応したと
		やかに取組を開始し、今後は適	の報告を受けて確認した。
		正に処理されたい。	令和3年1月20日付で公立
		平成 29 年度の地方独立行政	大学法人岐阜県立看護大学内
		法人法(平成15年7月16日法	部統制基本方針を策定した。
		律第 118 号) の改正を受けて、	また、監査指導等を参考にリ
		平成 30 年4月1日に「公立大	スクの把握と発生原因の分析
		学法人岐阜県立看護大学業務	を行い、影響の大きいものを確
		方法書(以下「業務方法書」と	認項目とするチェックリスト
		いう。)」を改正し、「役員(監	を作成した。
		事を除く。)の職務の執行が法	今後、学内内部統制推進会議
		又は他の法令に適合すること	で確認項目の設定を行い、その
		を確保するための体制その他	内容を学内へ共有周知を図っ
		業務の適正を確保するための 体制(以下「内部統制システム」	たうえで、定期的な評価実施に
		という。)」の整備等に努めるこ	取り組む予定である。 なお、確認項目については各
		ととし、必要な規程の整備を進	評価時の対応進捗や新リスク
		めるなどしてきている。	を勘案し、随時見直しを行う予
		そして、内部統制システムの	定め来し、隠れた直しをログリー
		整備等のうち、リスク評価と対	
		応に関する事項については、業	
		務方法書において、業務フロー	
		の各段階におけるリスク及び	
		その発生原因の分析等に努め	
		るとともに、(1) リスク管理	
		に係る事務を統括する部署の	
		設置、(2)把握したリスクを	
		低減するための検討、(3)把	
		握したリスクに対する評価の	
		定期的かつ継続的な見直し及	
		び(4)把握したリスクに関す	
		る広報の体制及び広報におけ	
		る留意事項の整理といった取	
		組を行うこととし、31年4月ま	
		でには(1)の取組として、総	
		務企画課(現在の企画室)をリ	
		スク管理を含む内部統制に係	
		る事務を統括する部署と定め	
		ている。	
		しかし、上記(2)、(3)及	
		び(4)の各取組の前提となる	
		リスクの把握が行われておら	
		ず、これら各取組は実施されて	
		いなかった。	
	l .		

令和元年度の決算等に係る事務処理において、次の不適正な 事項が認められたので、速やか に措置するとともに、今後は適 正に処理されたい。

- 1 令和元年度の決算に係る事務処理について、立替金の部長7月及び8月に名の本済組合掛金を記入が立て替えた15,074円は、その後9月に当該職員からの後9月に当該職員からの後9月に当該職員からの後9月に当該職員が行われず、決定をであれず、立替金の決算額272,606円は、15,074円が過大な誤ったものとなっていた。
- 2 令和元年度12月分の「市民 税・県民税(特別徴収)」につ いて、事務処理に関する職員 間の連携不足により納入が遅 延し市から督促を受けた結 果、督促手数料1件100円の 支払が生じた。

指導事項について、当該法人 から、以下のとおり対応したと の報告を受けて確認した。

1の立替金の収入金に係る 未処理については、令和2年4月 1日付けで立替金入金振替処 理を行った。

今後は、事案発生の都度、適 正かつ確実に処理対応すると ともに、毎月報告することとし ている合計残高試算表作成時 に執行状況、残高内容確認等を 行うことで、再発防止ならびに 適正執行に努める。

2の市民税納税遅延については、毎月の給与計算時に最新の市町村発行の税額通知書で支払金額を確認し手続をするとともに、当該支払日に処理確認を実施し、再発防止ならびに適正執行に努める。